

被 処 分 者	認 定 証 番 号	山口県公安委員会 第 2 2 6 号
	自 動 車 運 転 代 行 業 者 の 名 称 又 は 記 号	代行ライフ
	主たる営業所が所在する市区町村	下関市
処 分 年 月 日		令和 4 年 8 月 2 3 日
処 分 内 容		営業停止(停止期間 令和 4 年 8 月 2 4 日から 令和 4 年 9 月 2 2 日まで)の 3 0 日間)
処 分 理 由		累積点数
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 3 条第 1 項 同法施行令第 5 条第 1 項第 2 号
処分を行った公安委員会		山口県公安委員会